

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 添付書類

1 届出書 1通

2 添付書類 各1通

(1) 土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る)

届出に係る土地ごとに、現に効力のある発行後3ヶ月以内の原本を添付。(法務局で発行。)

※所有者住所等が登記簿上と異なる場合は、住民票等の変更の経緯を証する書類が必要。

(2) 位置図(都市計画図)

市街化区域を確認できる縮尺2,500分の1の地形図に、届出地を朱書したもの。

※郡山市役所本庁舎1階 市政情報センターで取り扱い。

郡山市ホームページ地理情報システムから都市計画マップの白地図を印刷したものも可。

(3) 仮換地証明(仮換地図添付)

区画整理事業区域内の場合添付。発行後6ヶ月以内のもので、コピー可。所有者が譲渡人であることが確認できるもの。地区により土地区画整理組合(組合施行)又は市区画整理課(市施行)で発行。

(4) 委任状

代理人申請の場合添付。譲渡人、譲受人の記名・押印が必要。

3 その他の書類 各1通

(1) 未相続登記の場合

相続放棄申述書の受理証明書、又は遺産分割協議書と被相続人・相続人全員の関係戸籍(除籍・改正原戸籍)謄本及び相続関係の説明図。

(2) 届出人が未成年の場合

親権を行うことを確認できる戸籍謄本及び親権者の同意書

(3) 以前に届出済みの土地の場合

「届出が受理されていることの証明」を別途申請することで対応。場合によっては理由書(土地所有者名で作成)を添付して再届出。

(4) 一筆の一部を転用する場合

求積図 ※ただし、所有権移転の場合は、分筆後申請。

(5) 申請地に賃借人又は使用貸借人が存在する場合

農地法第18条6項の通知書・合意解約書(賃貸借の場合)、返還通知(使用貸借の場合)